

## 令和元年度 行政監査の結果（意見）に基づく措置状況等の報告

- |   |        |             |
|---|--------|-------------|
| 1 | 監査の種類  | 行政監査        |
| 2 | 監査のテーマ | 内部統制の検証について |
| 3 | 監査対象   | 総務部総務課      |
| 3 | 監査実施期間 | 令和2年2月6日    |

### 監査の結果（意見）

### 措置（具体的内容）・対応状況

#### 【総務部総務課】

<p>(1) 文書の保管について 公文書について、電子媒体と紙媒体に分けて保管されているが、大災害が起きたときの復興計画などでは公文書の有無が大きく関わってくる。リスク管理の観点から、公文書の管理の仕方や保存期間も含めて検討すること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 2年 9月 27日 紙媒体の公文書のうち永年保存のものについては、大災害の発生等に備えるためマイクロフィルム化しており、その副本を本市から離れた場所で専門業者による保管業務を委託している。ただし永年保存以外の紙媒体の公文書については、保管場所の確保に加え、大災害が発生した際の書類の紛失・損失の恐れがあり、リスク管理の観点からその保管方法等を引き続き検討する必要があると考えている。 電子媒体の公文書については、保管場所の確保の必要がほとんどなく、またICT戦略課において定期的にバックアップデータを作成し、さらにはそのバックアップデータを本市から離れた場所にある専用の保管庫での保管業務を外部委託するなど、大災害の発生等に備えた体制を整備済みである。 そのため、総務課としては、公文書の中でも可能なものから電子化を図るため、文書管理システムによる電子決裁を推進している。令和元年度には四日市市文書管理規程（以下、規程）の適用を受ける全所属に対し調査を実施し、その調査結果を基に、研修や庁内掲示板による周知を通じて、引き続き公文書の電子化を推進することとしている。 保存期間に関しては、規程に基づいて設定しているため、現状の保存期間の設定は、適切であると考えている。各所属に対しては、改めて研修等で規程に立ち返り、規程に基づいた保存期間の設定の周知を図っていきたい。</p>
---	--

	<p>【 継続努力 】 令和 3年 3月27日</p> <p>総務課としては、保管場所の確保の必要がほとんどなく、またICT戦略課において定期的にバックアップデータが作成されている、文書管理システムによる電子決裁を引き続き推進していくことが適切と考えている。そのため、公文書の中でも可能なものから電子化を図るため、研修や庁内掲示板による周知を継続していきたいと考えている。令和2年度においては、「電子決裁のすゝめ」と題して、庁内掲示板を活用した全職員を対象とした周知活動を行った。</p> <p>また、紙媒体の公文書については、保管場所の確保に加え、大災害が発生した際の書類の紛失・損失の恐れがあり、リスク管理の観点からその保管方法等に関しては、引き続き検討すべき課題だと考えている。紙媒体の公文書の保管に関しては、以前から各所属から多く相談が寄せられており、行政係において保管場所の削減や効率化のために四日市市文書管理規程に基づいた助言を行っている。</p>
<p>(2) 研修の在り方について</p> <p>文書管理や公印管理事務について、現在、顕在化しているリスクはケアレスミスの小さなものであるという認識のもとに、マニュアル整備や研修を実施して事務処理誤りの低減を図っているが、全ての業務において、法令が基本となっている。マニュアルだけでなく根拠となる法令に立ち返って考えるような視点からの取組みを行い、職員の意識改革につなげる</p>	<p>【 措置済 】 令和 2年 9月27日</p> <p>毎年度当初に所属長を対象とした「より適正な事務事業の推進のための所属長研修」や新採職員を含む各階層を対象とした法務研修を随時実施し、法令を基本とした事務処理を求めている。また、新採職員・新任係長級職員を対象とした公文書管理や公印管理に関する研修を毎年実施し、職員への周知を図っている。</p>

<p>(3) 内部統制制度について</p> <p>内部統制制度の整備については、本市は努力義務であることから、内部統制制度の導入に関する方針や担当すべき所属が明らかになっていないが、本市の2020年度からの総合計画には、中核市移行に併せて内部統制の強化を見据えた組織体制の整備を図るとされているため、内部統制制度の整備をしていく組織の在り方について、目標を定めて検討すること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 2年 9月27日</p> <p>平成29年改正の地方自治法により導入された内部統制制度においては、「財務」に関する事務の適正な管理及び執行を確保することが主な目的となっている。そのため、内部統制制度を各自治体が導入するにあたっては、その対象事務として「財務事務」を必須項目とする必要があるが、その他の事務は付随する形で「公文書管理事務」や「情報管理事務」「資産管理事務」など多岐に渡る事務から各自治体が必要と思われるものを選択的に追加することができることとなっている。</p> <p>このように必須項目である「財務事務」を所管する部局の果たすべき役割と、総務的な面や組織機構の見直しを所管する面で総務課が果たすべき役割を各部局との連携を図り整理していく。その中でまずは導入義務自治体である都道府県や指定都市の運用状況及び努力義務自治体の導入状況について情報収集に取り組んでいく。</p>
<p>(4) 不当要求への対応について</p> <p>本市には、法令遵守推進監を中心に法令遵守推進員が配置されている。職員への不当要求があった場合は、迅速な対応ができるよう相談体制を強化すること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 3月27日</p> <p>内部統制制度を各自治体が導入するにあたっては、その対象事務として「財務事務」を必須項目とし、その他の事務は付随する形で「公文書管理事務」や「情報管理事務」「資産管理事務」など多岐に渡る事務から各自治体が必要と思われるものを選択的に追加することができることとなっている。</p> <p>まずは、導入義務自治体である都道府県や指定都市の運用状況及び努力義務自治体の導入状況について情報収集に取り組み、「財務事務」を所管する部局の果たすべき役割と、総務的な面や組織機構の見直しを所管する面で総務課が果たすべき役割を整理したうえで、各部局との連携を図っていくことを検討したい。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 2年 9月27日</p> <p>令和元年12月に、職員が法令を遵守する意識を持つ環境づくりを進めるため、不当要求行為・暴力行為等への対策研修を全所属長を対象に開催した。それにより、各所属長を中心として、法令遵守推進監及び法令遵守推進員への相談・連絡の門戸が広がったと認識している。相談体制の強化のため、引き続き研修や庁内掲示板を利用した周知を継続していきたい。</p> <p>【 措置済 】 令和 3年 3月27日</p> <p>不当要求行為・暴力行為等への対策研修等により、各所属長を中心として、法令遵守推進監及び法令遵守推進員への相談・連絡の門戸が広がった。令和3年度を見据えて、相談体制を強化し、全庁的に活用するために、引き続き研修や庁内掲示板を利用した周知を計画している。</p>